

6月1日は人権擁護委員の日

全国人権擁護委員連合会では6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として皆さんと共に一層の人権尊重思想の啓発に努めています。

人権擁護委員は市長から推薦され、法務大臣の委嘱を受けています。地域の皆さんに人権について興味を持ってもらえるように人権教室などの啓発活動を行うほか、法務局・地方法務局や市役所などで人権相談に応じています。

土岐市の人権擁護委員は、次の皆さんです。

- ▷土岐津町…林敬久さん
- ▷下 石 町…安藤公子さん
- ▷妻 木 町…加藤泰幸さん
- ▷鶴 里 町…稲垣妙子さん
- ▷曾 木 町…小島敦子さん
- ▷駄 知 町…石原幾男さん
- ▷肥 田 町…楓重彦さん
- ▷泉 町…山口妙子さん、黒豆啓子さん

相談は無料で秘密は守られます。気軽に相談ください。

■市役所での人権相談

日時 毎月第2木曜日、午後1時30分～3時30分

場所 市役所3階 大会議室3A

■常設人権相談所

日時 毎週月～金曜日

午前9時～午後4時（祝日を除く）

場所 岐阜地方法務局多治見支局2階・相談室

（☎0572-25-5507）



問 まちづくり推進課（内線312）

清流の国ぎふ 健康ポイントでお得に健康づくり

健診の受診やポイント付与対象の健康づくりメニューに参加して、「チャレンジシート」に合計6ポイントを集めると特典がもらえる「清流の国ぎふ健康ポイント事業」。ぜひ参加ください。

〈特典1〉ミナモ健康カード

県内各地の協力店でカードを提示するとさまざまな特典を受けることができます。（協力店や特典の内容については県ホームページで確認ください）



〈特典2〉健康グッズや県産品が当たる

切手を貼って応募すると抽選で健康グッズや県産品が当たります。（応募者全員に景品が当たるものではありません。）

対象者 20歳以上の方

参加方法 保健センターか健康づくりメニューの実施会場でチャレンジシートを受け取り、健康づくりメニューにチャレンジ。6ポイント分のスタンプを集め同センターへ提出し、ミナモ健康カードと抽選申込書を受け取ります。

健康ポイント付与期限 令和3年2月28日（日）

※ポイント付与対象の健康づくりメニューについては、市ホームページまたは保健センターにあるチラシをご覧ください。

問 保健センター（☎552010）